

【中富ケアサポート 居宅介護支援重要事項説明書】

(令和6年8月1日現在)

1. 事業所の概要

- 法人名 医療法人社団和風会
理事長 石田 信彦
- 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- 事業所名 中富ケアサポート (介護保険事業者番号 1172503052)
- 指定年月日 平成21年 3月 1日
- サービス提供地域 所沢市
- 所在地 埼玉県所沢市中富 1016 番地
- 電話 04 - 2943 - 7845
- FAX 04 - 2943 - 8000
- 管理者名 櫻井 祐子

2. 事業の目的と運営の方針

(事業目的) 事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある利用者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営方針) 事業所の介護支援専門員は、利用者(要介護者等)の心身の特性を踏まえ、その能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。事業の実施にあたっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3. 職員体制

	常勤	非常勤	業務内容	
管理者	1		事業所・業務の管理	1
介護支援専門員	4		居宅サービス計画作成・調整	4

4. 営業日および営業時間

営業日	営業時間および休業日
平日 (月曜日～金曜日)	9:00～17:00
土曜日	休み
日曜・祝日	休み
年末年始 12月29日～1月3日	休み

5. 利用料金

(利用料) 居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、ご契約者の自己負担はありません。但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、次に記載のサービス料金の全額をいったんお支払い下さい。

(1) 居宅介護支援費 (地域区分 6級地 1単位:10.42円)

区分	取り扱い件数	要介護1・2	要介護3・4・5
I	1～45件未満	11,316円/月	14,703円/月
II	45件～60件未満 (45以上の部分について算定)	5,669円/月	7,336円/月
III	60件以上 (60以上の部分について算定)	3,397円/月	4,397円/月

(2) 加算 (地域区分 6級地 1単位:10.42円)

状況	区分	要介護1・2・3・4・5	算定要件
初回加算		3,126円/月	①新規に居宅サービス計画を作成した場合 ②要介護状態区分が2区分以上変更となった場合
入院時情報連携加算	I	2,605円/月	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合。
	II	2,084円/月	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。
退院・退所加算	(I)イ	1回4,689円	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービスまたは地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合。 (入院または入所期間中につき1回を限度)注※1
退院・退所加算	(I)ロ	1回6,252円	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合。 (入院又は入所期間中につき1回を限度)注※1

退院・退所加算	(Ⅱ)イ	1回 6,252 円	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 2 回受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合。 (入院又は入所期間中につき 1 回を限度) 注※1
退院・退所加算	(Ⅱ)ロ	1回 7,815 円	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を 2 回受けており、うち 1 回以上はカンファレンスにより受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合 (入院又は入所期間中につき 1 回を限度) 注※1
退院・退所加算	(Ⅲ)	1回 9,378 円	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を 3 回以上受けており、うち 1 回以上はカンファレンスにより受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合 (入院又は入所期間中につき 1 回を限度) 注※1
通院時情報連携加算		521 円/月	利用者 1 人につき、1 月に 1 回の算定を限度とする。 利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境などの必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等 から必要な情報提供を受けたうえで、ケアプランに記載した場合。
緊急時等居宅 カンファレンス加算		1回 2,084 円	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅及び地域密着型サービスの利用調整を行った場合。
特定事業所加算 Ⅲ		3,365 円/月	以下の加算の体制要件、人材要件を満たす場合。 1) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。 2) 専ら指定居宅介護支援の提供にあたる常勤の介護支援専門員を 2 名以上配置していること。 3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に関わる伝達等を目的とした会議を定期的に行うこと。 4) 24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。 5) 当該居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実地していること。 6) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る

			<p>者に居宅介護支援を提供していること。</p> <p>7) 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。</p> <p>8) 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること</p> <p>9) 居宅介護支援に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。</p> <p>10) 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり45名未満（居宅介護支援日(Ⅱ)を算定している場合は50名未満）であること。</p> <p>11) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。（平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用）</p> <p>12) 他の法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で事例検討会・研修会等を実施していること。</p> <p>13) 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。</p>
--	--	--	---

注※1 退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は、カンファレンスには従来の参加者に加え、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加するもの。面談はテレビ電話装置等を活用可能。（利用者等の同意を得る 必要あり）

【減算】以下の要件に該当する場合、上記の基本利用料から減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額
運営基準減算	指定居宅介護支援の業務が適切に行われず、一定の要件に該当した場合	上記基本利用料の50% (2月以上継続の場合100%)
特定事業所集中減算	居宅介護支援の給付管理対象となるサービスについて特定の事業所の割合が、正当な理由なく80%を超える場合	2,084円

*お支払いいただいた前記金額については、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。
このサービス提供証明書を後日住所地市町村役所の窓口に提出しますと、全額払戻しを受けられます。

(交通費) サービス提供実施地域(事業所の概要参照)にお住まいの方は無料です。

なお、事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費はその実費を、
自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収いたします。

算定距離	交通費
実施地域を越えた地点から片道おおむね10km未満	無料
実施地域を越えた地点から片道おおむね10km以上	1km毎30円(但し1km未満の端数は四捨五入)

(キャンセル料) 利用者のご都合でサービスをキャンセルした場合には、交通費等実費につき
ご清算いただくことがあります。日時を変更される場合は、至急ご連絡ください。

(解約料) 利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

(申請代行料) 要介護認定の申請代行にかかる費用については無料とします。

(その他) サービス提供実施記録等の謄写費用などをいただくことがあります。

6. サービスの内容と利用方法

(サービス内容) 契約書第4条～7条、第9条参照

(利用方法)

(1) サービスの利用開始

① まずは、お電話等でご相談ください。担当者が対応させていただきます。

契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

② 契約に際し、下記の説明をさせていただきます。

- ・前6か月間に作成したケアプランの総数のうち、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスがそれぞれ位置づけられた計画の数が占める割合
- ・前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの回数のうち、同一事業者によって提供されたものの割合(各サービスごとに上位3位まで)注※別紙1

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービス終了を希望する日の7日前までに文書でお申し出ください。

② 事業者の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③ 自動終了

次の事由に該当した場合は、自動的に契約を終了します。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)又は要支援と認定された場合
- ・利用者が死亡した場合

④ その他

事業者は、利用者またはその家族が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

7. 緊急時の対応について

サービス提供時に利用者の症状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な処置を講じます。

8. 事故発生時の対応について

サービス提供により予期せぬ事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行う等必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. サービス内容に関する問い合わせ

当事業所の居宅介護支援および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情・要望等を承ります。

○ 苦情受付窓口（担当者）

〔管理者〕 櫻井 祐子

〔受付時間〕 午前9時00分～午後5時00分（土日祝日・年末年始を除く）

〔連絡先〕 電話：04-2943-7845 FAX：04-2943-8000

○ その他苦情受付機関

所沢市福祉部介護保険課

〔受付時間〕 午前8時30分～午後5時15分（土日祝日・年末年始を除く）

〔連絡先〕 電話：04-2998-9420 FAX：04-2998-9410

*それ以外の方は、お住まいの市町村の介護保険課へお問い合わせください。

埼玉県国民健康保険団体連合会

〔受付時間〕 午前8時30分～正午、午後1時00分～午後5時00分

（土日祝日・年末年始を除く）

〔連絡先〕 電話：048-824-2568 FAX：048-824-2561

指定居宅介護支援事業所利用同意書

医療法人社団 和風会 中富ケアサポートを利用するにあたり、「居宅介護支援重要事項説明書」を受領し、これらの内容に関して担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

年 月 日

<利用者>

住 所

氏 名

<代理人>

住 所

氏 名

本人との関係

署名代行の理由

医療法人社団 和風会 中富ケアサポート

管理者 櫻井祐子 殿

【緊急時の連絡先】

住 所	〒 ー
氏 名	(続柄)
電話番号	自 宅 勤務先 携帯電話
住 所	〒 ー
氏 名	(続柄)
電話番号	自 宅 勤務先 携帯電話

(説明日) 年 月 日

(説明者)